

ESDは、全ての教育段階において推進されており、教育振興基本計画にも、ESDの目的である「持続可能な社会の創り手の育成」が掲げられている。

教育振興基本計画とは…教育基本法に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、政府として策定する計画。

教育振興基本計画（平成20年7月閣議決定） ※一部抜粋

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

（1）基本的考え方

②「縦」の接続：一貫した理念に基づく生涯学習社会の実現

また、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）においては、地球的視野で考え、様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、持続可能な社会づくりの担い手となるよう一人一人を育成する教育（「持続発展教育／Education for Sustainable Development（ESD）」）が提唱されており、2005年から2014年までの10年間は、「国連持続発展教育の10年」と位置付けられている。地球的規模での持続可能な社会の構築は、我が国の教育の在り方にとっても重要な理念の一つである。

（3）基本的方向ごとの施策

基本的方向1 社会全体で教育の向上に取り組む

④いつでもどこでも学べる環境をつくる

【施策】

◇ 持続可能な社会の構築に向けた教育に関する取組の推進

一人一人が地球上の資源・エネルギーの有限性や環境破壊、貧困問題等を自らの問題として認識し、将来にわたって安心して生活できる持続可能な社会の実現に向けて取り組むための教育（ESD）の重要性について、広く啓発活動を行うとともに、関係府省の連携を強化し、このような教育を担う人材の育成や教育プログラムの作成・普及に取り組む。

特に、ESDを主導するユネスコの世界的な学校ネットワークであるユネスコ・スクール加盟校の増加を目指し、支援する。

第2期教育振興基本計画（平成25年6月閣議決定）※一部抜粋

第1部 我が国における今後の教育の全体像

Ⅲ 四つの基本的方向性

（1）社会を生き抜く力の養成 ～多様で変化の激しい社会での個人の自立と協働～

（今後の学習の在り方）

- 持続可能な社会の構築という見地からは、「関わり」「つながり」を尊重できる個人を育成する「持続可能な開発のための教育（ESD）」の推進が求められており、これは「キー・コンピテンシー」の養成にもつながるものである。

第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策

I 四つの基本的方向性に基づく方策

1. 社会を生き抜く力の養成

（4）生涯の各段階を通じて推進する取組

基本施策 1.1 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

【基本的考え方】

- 現代的、社会的な課題に対して地球的な視野で考え、自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、持続可能な社会づくりの担い手となるよう一人一人を育成する教育（持続可能な開発のための教育：ESD）を推進する。

【主な取組】

1.1-1 現代的・社会的な課題等に対応した学習の推進

- ・ ユネスコスクールの質量両面における充実等を通じ地球規模での持続可能な社会の構築に向けた教育（持続可能な開発のための教育：ESD）を推進する。

第3期教育振興基本計画（平成30年6月閣議決定） ※一部抜粋

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

<主として初等中等教育段階>

目標（2）豊かな心の育成

○ 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

- 我が国が**ESDの推進拠点と位置付けているユネスコスクール**の活動の充実を図り、好事例を全国的に広く発信・共有する。また、地域の多様な関係者（学校、教育委員会、大学、企業、NPO、社会教育施設など）の協働により、**ESDの実践・普及**や学校間の交流を促進するとともに、**ESDの深化を図る**。これらの取組を通して、**持続可能な社会づくりの担い手を育む**。

<主として高等教育段階>

目標（4） 問題発見・解決能力の修得

○ 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

- 地域の多様な関係者（学校、教育委員会、大学、企業、NPO、社会教育施設など）の協働による**ESDの実践を促進する**とともに、学際的な取組などを通じてSDGs（持続可能な開発目標）の達成に資するような**ESDの深化を図る**。これらの取組を通して、地球規模課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む態度を身に付けた**持続可能な社会づくりの担い手を育む**。

第4期教育振興基本計画（令和5年6月閣議決定） ※一部抜粋

II. 今後の教育政策に関する基本的な方針

（5つの基本的な方針）

① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

（持続可能な社会の創り手の育成に貢献するESD（持続可能な開発のための教育）の推進）

- 持続可能な開発のための目標（SDGs）の実現に貢献するESDは、現代社会における地球規模課題の諸課題を自らに関わる問題として主体的にとらえ、その解決に向けて自分で考え、行動する力を身に付けるとともに、新たな価値観や行動等の変容をもたらすための教育である。
- ESDの推進はグローバル人材の育成にも資する取組であり、多くの児童生徒学生等がグローバルな環境を体験する機会を与えられることが求められる。

IV. 今後5年間の教育政策の目標と基本施策

（目標、基本施策及び指標）

<目標6 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成>

【基本施策】

○ 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

- ・ 我が国がESDの推進拠点として位置付けているユネスコスクールを中心に、引き続き国内外の学校間の交流や好事例の発信等の活動の充実を図る。また、学習指導要領等に基づき、各学校段階において、ESDの目的である「持続可能な社会の創り手」を育む。
- ・ ESDの強化とSDGsの17の全ての目標実現への貢献を通じて、より公正で持続可能な世界の構築を目指す「ESD for 2030」の理念を踏まえ、地域の多様な関係者（学校、教育委員会、大学、企業、NPO、社会教育施設など）をつなぐ重層的なネットワークを強化する。